## 生活騒音について

一般家庭の日常生活に伴って発生する音のうち、近隣に迷惑となっているものを「生活騒音」といいます。近年、この生活騒音に伴うトラブルが増加しています。

## 1 主な発生源・騒音を減少させる措置

身近には様々な音の発生源があります。自分の気付かぬうちに生活騒音を発生させていることもあり、また、立場が変われば被害者になることもあり得ます。

そのため、一人ひとりが音の大きさに意識を向け、少しでも生活騒音を発生させないよう工夫・対策をすることが大切です。

発生源	工夫・対策の例
テレビ・ステレオなど	・ボリュームに注意し、深夜や早朝は特に控えめにする。
	・場合によってはイヤホンを使用する。
ピアノなどの楽器	・深夜や早朝の演奏は避ける。
	・窓を閉めるようにし、防音カーテンなどを利用する。
	・窓を二重サッシにする、防音装置を設置する。
	・防振ゴム・防振マット等を敷き、建物の壁・床等への伝搬を
	防ぐ。
	・ピアノの裏側に遮音板を取り付け、弱音ペダルを使用する。
	・電子楽器の場合、イヤホンを使用する。
洗濯機・掃除機・高圧	・深夜や早朝の使用は避ける。
洗浄機・草刈機・手持	・洗濯機などは置く場所にも十分注意する。
ち式ブロワ(落ち葉掃	・壁から離し、防振ゴム・防振マット等を敷く。
除用)など	・低騒音・低振動の機種を選定する。
エアコンの室外機など	・隣家から離して設置する。
	・異音を感じた場合、早急にメーカーのメンテナンスを受け
	る。
ボイラー・給湯器など	・異音を感じた場合、早急にメーカーのメンテナンスを受け
	る。
	・低騒音の機種を選定する。
車・オートバイなど	・不必要なアイドリングや空ぶかしはしない。
	・必要な時以外、クラクションは鳴らさない。
	・次世代自動車を選ぶのも効果的です。

発生源	工夫・対策の例
動物 (ペットなど)	・鳴き声などに配慮する。
	・室内飼いやしつけで近隣への配慮をする。

## 2 解決に向けて

一般家庭から発生する生活騒音は、法律や条例による規制対象にはなっていません。その一方、生活騒音の発生源は日常生活の中にあるため、まったく出さないということもできません。ゆえに、一人ひとりが近所に配慮し、モラルを守るように気を付けていくことが大切です。

また、当事者どうしの日常的な関係にも大きく左右されます。そのため、**普段からの挨 拶を心掛けるなど、良好なご近所関係の構築に努めてください**。

もし苦情を言われてしまったら感情的にならず、相手の話を真摯に受け止め、改善に努めてください。また、共同住宅であれば大家・管理組合・管理公社に相談するなどし、円満な解決を目指してください。

なお、トラブル解決の総合案内所として、伊東市が行う無料法律相談や国が設立した「法テラス」があります。また、裁判外の紛争解決手続(ADR)の利用(有料)もご検討ください。

無料法律相談:伊東市役所市民部市民課市民生活係(市民対象·要予約)

電話:0557-52-3002

法テラスサポートダイヤル:0570-078374

(平日9時~21時、土曜9時~17時)

裁判所の民事調停(有料):熱海簡易裁判所 電話:0557-81-2989

認証紛争解決サービス※(有料):静岡県司法書士会調停センターふらっと

電話:054-282-8741

(平日9時~17時)

※法務大臣の認証を取得した民間事業者が行っている紛争解決サービス

(問合せ先)

〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所市民部環境課環境政策係

電話:0557-32-1374

E-mail: kankyou@city.ito.shizuoka.jp